

付帯プラン定義書

【進学応援プラン】

2025 年 12 月 1 日 実施

陸前高田しみんエネルギー株式会社

付帯プラン定義書（進学応援プラン）（以下「本定義書」といいます。）は、当社のでんき需給約款、電気料金メニュー約款にもとづき計算される電気料金の一部を割引きする取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯プラン（以下「特別割」といいます。）は、期間限定の「特別割引メニュー」です。

1.実施期日

本定義書は、2025 年 12 月 1 日より適用します。

2.定義

次の言葉は、本定義書において、次の意味で使用します。なお、でんき需給約款および各電気料金メニュー約款に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

特別割引メニュー

付帯プランのうち、「特別割引メニュー」として当社が指定したものをいいます。

3.適用条件等

（1）当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「特別割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① 新たに当社の電気需給契約を当社所定の方法で申し込みを行うこと。
- ② 当社の電気料金メニューの陸前高田しみんエネルギー従量電灯 B またはオール電化向けプランを適用すること。
- ③ 気仙出身または気仙管内の高等学校出身の卒業生で、実家を離れて東北電力エリア及び東京電力エリアに在住し、大学、短期大学もしくは専門学校に在学していること。
※東京電力エリア（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部（富士川以東））及び東北電力エリア（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県 ※離島は除く）
- ④ 電気使用量等のご利用明細及びご請求内容について、インターネット上での閲覧方法にて行うことにご同意いただけること。

なお、閲覧にあたり発生する通信料金等はおお客様のご負担となります。

(2) (1) にかかわらず、電気の供給開始に必要となる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、または本定義書で定めるもの以外の特別割引メニューの適用を受けている場合は、「特別割」を適用できないことがあります。

4.適用期間

「特別割」の割引の適用期間は、以下のとおりとします。

3（適用条件等）に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始月から、大学、短期大学または専門学校の卒業を迎える月の1月前まで。なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容

当社は、3（適用条件等）に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、以下の通り電気料金を割引きます。

(1) 従量電灯 B

「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金（税込）と電力量料金（税込）の合計（付帯メニューの適用がある場合は、この「特別割」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額。）から、「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金（税込）と同額を割引きます。ただし、でんき需給約款 23（日割計算）(1) にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は日割後の基本料金（税込）と同額とします。

なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

(2) オール電化

「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金（税込）と電力量料金（税込）の合計（付帯メニューの適用がある場合は、この「特別割」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額。）から、「特別割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金（税込）と同額を割引きます。ただし、契約容量が 11kVA を超える場合は、割引額は 10kVA 相当の基本料金（税込）とします。また、でんき需給約款 23（日割計算）(1) にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引金額は日割後の基本料金（税込）と同額とします。

なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

6.適用廃止

当社は、以下の場合には、「特別割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1) 電気の契約を解約する場合

電気需給約款 40（お客さまからの解約）または 41（当社からの解約）による解約日

(2) (1)以外の事由による場合

当該事由発生日の直後の電気の計量日

なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7.特別割の定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を変更する場合には、でんき需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。

(2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。